

青森県報

第二千七百五十号

平成十九年
三月五日
(月曜日)

目次

告 示

字区域の変更	(市)	振興課	一
生活保護法による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出	(健康福祉課)	一	一
生活保護法による指定介護機関の介護予防事業所の名称及び所在地変更の届出	(同)	二	二
生活保護法による指定介護機関の居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	二	二
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三	三
右 同	(同)	三	三
生活保護法による指定介護機関の休止の届出	(同)	三	三
障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	三	三
公 告	(県民生活課)	四	四
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(文化課)	四	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	四	四
肥料の検査結果の概要の公表	(食の安全・安心推進課)	五	五
換地処分	(農村整備課)	五	五
出先機関			

土地改良区の役員の退任 (中) 県民局 五

土地改良区連合の役員の就任及び退任 (同) 五

土地改良区連合の役員の住所変更 (同) 六

土地改良区連合の役員の就任及び退任 (同) 六

土地改良事業の工事の完了 (同) 七

土地改良区の役員の退任 (東) 地方農林 (水産事務所) 七

右 同 (同) 七

告 示

青森県告示第四百四十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、中泊町長から中泊町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域の変更は、平成十九年三月六日からその効力を生ずるものとする。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡中泊町

大字中里字亀山五八一の一、五八二の一、五八二の二、五八六の一及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部並びに字平山三四五に隣接する字亀山の水路である公有地の全部を大字中里字平山に編入する。

青森県告示第四百四十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
組合生活協同	八戸医療	有限会社	くろいし	株式会社	有限会社	株式会社	有限会社	名称	居宅介護事業者
七家の一丁目一七の二	八戸市南類	黒石市青山	一三八の二	弘前市大字	富田三丁目一四の一	八戸市城下	九一丁目七の九	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
介護	認知症対応型通所	訪問介護	セくるいし介護センター	居宅療養管理指導	弘前市薬剤師	貸与	福祉用具	居宅介護の種類	居宅介護事業者
した	共同組合生活サービスセンター	セくるいし介護	センター	薬局	土手町薬剤師	はん	有限会社くろいし	名称	居宅介護事業者
三家の一丁目一七の七	八戸市南類	黒石市野添	一の一	弘前市大字	土手町一八	八戸市城下	九一丁目七の九	所在地	居宅介護事業者
								年月日	変更
									平成
									一六・三・一

青森県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から介護予防事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
組合生活協同	八戸医療	有限会社	くろいし	株式会社	有限会社	株式会社	有限会社	名称	介護予防事業者
七家の一丁目一七の二	八戸市南類	黒石市青山	一三八の二	弘前市大字	富田三丁目一四の一	八戸市南類	八戸市南類	主たる事務所の所在地	介護予防事業者
介護	認知症対応型通所	訪問介護	セくるいし介護	居宅療養管理指導	弘前市薬剤師	貸与	福祉用具	居宅介護の種類	介護予防事業者
した	共同組合生活サービスセンター	セくるいし介護	センター	薬局	土手町薬剤師	はん	有限会社くろいし	名称	介護予防事業者
三家の一丁目一七の七	八戸市南類	黒石市野添	一の一	弘前市大字	土手町一八	八戸市南類	八戸市南類	所在地	介護予防事業者
								年月日	変更
									平成
									一六・三・一

青森県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区分	
有限会社	くろいし	株式会社	有限会社	名称	居宅介護支援事業者
黒石市青山	一三八の二	黒石市野添	一の一	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者
黒石市野添	一の一	黒石市野添	一の一	名称	居宅介護支援事業者
黒石市野添	一の一	黒石市野添	一の一	所在地	居宅介護支援事業者
				年月日	変更
					平成
					一六・三・一

青森県告示第四百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護		居宅介護事業者		廃止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日	
社会福祉法人 楽晴会 有限会社セー フティサービス	三沢市大町二 丁目六の二七 五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴 介護	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	平成 一九・二・一	平成 一九・一・二五

青森県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者		介護予防事業者		介護予防		介護予防事業者		廃止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日	
社会福祉法人 楽晴会 有限会社セー フティサービス	三沢市大町二 丁目六の二七 五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴 介護	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	訪問入浴サ ビスステーシ ョン青空 有限会社セー フティサービス	三沢市栄町三 丁目二二五の 一五所川原市大 字石岡字藤巻 三五の二二	平成 一九・二・一	平成 一九・一・二五

青森県告示第百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業者		居宅介護		居宅介護支援事業者		廃止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日	
医療法人南六会	八戸市小中野一 丁目四の五二	ねんりん居宅介 護支援事業所	八戸市小中野一 丁目四の五四	訪問看護	ねんりん居宅介 護支援事業所	八戸市小中野一 丁目四の五四	ねんりん居宅介 護支援事業所	八戸市小中野一 丁目四の五四	平成 一六・三・三	平成 一六・三・三

青森県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業者		居宅介護		居宅介護事業者		休止年月日		
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	種類	名称	所在地	名称	所在地	年月日	
社会福祉法人 まほろば	八戸市小中野 一丁目六三	訪問看護ステ ーション小中 野	八戸市小中野 一丁目八の八	訪問看護	訪問看護ステ ーション小中 野	八戸市小中野 一丁目八の八	訪問看護ステ ーション小中 野	八戸市小中野 一丁目八の八	平成 一九・二・一	平成 一九・二・一

青森県告示第百五十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	社会福祉法人 田子町社会福祉協議会	主たる事務所の所在地	三戸郡田子町大字田子字前田二の一	障害福祉サービスの種類	名称	田子町社協障害者居宅介護事業所	所在地	三戸郡田子町大字田子字前田二の一	指定年月日
	名称	社会福祉法人 つくし会	主たる事務所の所在地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田字今須八七の一		障害福祉サービス事業を行う事業所	名称	つくし荘ヘルスケアセンター	所在地	

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年二月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアサポートひまわり
- 三 代表者の氏名

- 四 山内 悟
主たる事務所の所在地
弘前市大字泉野二丁目八の六
- 五 定款に記載された目的
この法人は、弘前市及びその周辺市町村の高齢に伴う身体的・精神的事由により支援を必要としている人及びその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行うことにより、広く地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
県庁生協新城店
青森市大字石江字江渡五二の三
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森県庁消費生活協同組合
青森市長島一丁目の一
理事長 井筒智義
- 三 意見の概要
店舗施設の運営に伴い発生することが見込まれる騒音について、騒音レベルの夜間最大値がほとんどの予測地点で規制基準値を超過しており、また、その超過幅も大きいことから周辺住民に及ぼす影響が懸念されますので、騒音の軽減策について再度検討してください。
- 四 意見書の縦覧
1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所
2 期間
平成十九年三月五日から同年四月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

肥料の検査結果の概要の公表

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	検査の結果の概要	
				分析検査	その他検査
登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	肥料の種類	肥料の名称	分析検査	その他検査
第三五五号	三共理化学工業株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目五七の六	蒸製骨粉	豚蒸製骨粉	窒素全量及びりん酸全量 なし	指摘事項なし
第三五六号	三共理化学工業株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目五七の六	肉骨粉	ポーク&チキンミール	窒素全量及びりん酸全量 なし	指摘事項なし

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平山地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、豊田土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
理 事	相馬 正広	弘前市大字福村字福富五〇の一	平成一九・一・二

土地改良区連合の役員 の 就任 及 び 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員 の 就任 及 び 退任 の 届出 が あつ た の で、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任 及 び 退任 の 年 月 日

理事	对馬 允	中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八四の一	平成 一五・三・二六就任
"	成田 彦義	大字兼平字林元三〇	一四・二・二九退任
"	柴谷 幸一	弘前市大字津賀野字宮崎七一	一五・九・二六就任
"	佐藤千代春	大字百田字岡本二二三の三	"
"	加藤喜代一	大字撫牛子一丁目二の六	一五・三・三三退任
"	齋藤 元美	大字清野袋四丁目六の七	"
"	佐藤栄之進	大字藤代一丁目一七の六	一六・三・二九就任
"	吉崎 勝美	大字外瀬一丁目六の六	一六・一・三三退任

土地改良区連合の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員住所変更の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員別	氏名	住所	住所変更の年月日
理事	大瀬 豊	旧住所 弘前市大字船水字筒井一五七の一 新住所 弘前市大字船水三丁目一の一五	平成一五・二・三三
"	盛 貢	旧住所 西津軽郡木造町大字福原字妻元七三の二 新住所 つがる市木造福原妻元七三の二	一七・二・二一
"	对馬 允	旧住所 中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八四の一	一六・二・二七

監事	八嶋 忠満	旧住所 中津軽郡岩木町大字熊嶋字豊田一八九の三 新住所 弘前市大字熊嶋字豊田一八九の三	一六・二・二七
"	北澤 敏雄	旧住所 西津軽郡車力村大字車力字花林七〇 新住所 つがる市車力町花林七〇	"
"	蝦名 魏	旧住所 西津軽郡稲垣村大字豊川字藤見山三五 新住所 つがる市稲垣町豊川藤見山三五	"
"	葛西 清	旧住所 西津軽郡森田村大字中田字鈴森二五 新住所 つがる市森田町中田鈴森二五	"
"	福島 弘芳	旧住所 西津軽郡木造町大字林字阿曾沼四六 新住所 つがる市木造林阿曾沼四六	一七・二・二二
"	蝦名 鐵之助	旧住所 西津軽郡稲垣村大字豊川字酒田二九の二 新住所 つがる市稲垣町豊川酒田二九の二	一七・二・二二
"	長内 克介	旧住所 西津軽郡木造町大字豊田字富久地三六の二 新住所 つがる市木造豊田富久地三六の二	"

土地改良区連合の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第

十八条第十六項の規定により、岩木川地区土地改良区連合から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	対馬 允	弘前市大字鳥井野字長田八四の一	平成 一六・四・二六就任
	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	"
	館山 一男	大字青女子字桜刈三五五の一	"
	盛 貢	つがる市木造福原妻元七三の二	"
	福島 弘芳	木造林阿曾沼四六	"
	葛西 清	森田町中田鈴森二五	"
監事	八嶋 忠満	弘前市大字熊嶋字豊田一八九の三	"
	葛西 林平	つがる市柏桑野木田浅井三一の一	"
	太田 昭悦	木造菊川平岡五五の一	"
理事	対馬 允	弘前市大字鳥井野字長田八四の一	一六・四・二七退任
	大瀬 豊	大字船水三丁目一の一五	"
	佐藤栄之進	大字藤代一丁目一七の六	"
	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	"
	佐藤千代春	大字百田字岡本二二三の三	"
	館山 一男	大字青女子字桜刈三五五の一	"
	佐藤 長右工門	大字大川字平岡八六	"
	盛 貢	つがる市木造福原妻元七三の二	"
	蝦名 魏	稲垣町豊川藤見山三五	"
	福島 弘芳	木造林阿曾沼四六	"
	北澤 敏雄	車力町花林七〇	"
	葛西 清	森田町中田鈴森二五	"

監事	長内 克介	木造豊田富久地三六の二	"
"	蝦名鐵之助	稲垣町豊川酒田二九の二	"
"	八嶋 忠満	弘前市大字熊嶋字豊田一八九の三	"

土地改良事業の工事の完了

早稲田・亀田地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

- 一 県営土地改良事業の名称
ほ場整備事業(担い手育成型) (緊急農地集積ほ場整備事業)
- 二 工事完了年月日
平成十七年三月二十五日

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	織田 忠雄	青森市大字大野字山下六五の三	平成一六・三・三

土地改良区の役員退任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第十八条第十六項の規定により、奥

内土地改良区から、次のとおり役員^の退任^の届出^があ^った^ので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年三月五日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

区役員 ^の 別	氏 名	住 所	退任 ^の 年月日
監 事	羽 賀 保	青森市大字清水字浜元四九	平成一九・一・九

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭